

平成17年加美町議会第3回定例会会議録第1号

平成17年9月13日(火曜日)

---

出席議員(20名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	早坂良平君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	佐藤澄男君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

---

欠席議員 なし

欠員 なし

---

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長	古内公雄君
農林課長	早坂宏也君
商工観光課長	伊藤東君
やくらい高原温泉	

保養センター所長	早坂忠幸君
建設課長	板垣政義君
保健福祉課長	柳川文俊君
上下水道課長	二瓶悟君
会計課長	佐藤勇悦君
小野田支所長	小松信一君
宮崎支所長	岩淵浩弥君
総務課長補佐	吉田恵君
教育長	伊藤善一郎君
教育次長	森田善孝君
教育総務課長	竹中直昭君
生涯学習課長	星秀吾君
体育振興課長	三浦又英君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	川熊忠男君
代表監査委員	引地田路子君
監査委員書記	佐藤鉄郎君

#### 事務局職員出席者

事務局長	澤口信君
副参事兼議事調査係長	鈴木茂君
主事	伊藤一衛君
主事	千葉美智子君

#### 議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第90号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 9 1 号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 9 2 号 加美町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9 3 号 加美町デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9 4 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について
- 第 9 議案第 9 5 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について
- 第 10 議案第 9 6 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について
- 第 11 議案第 9 7 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について
- 第 12 議案第 9 8 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について
- 第 13 議案第 9 9 号 平成 17 年度加美町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

午前10時05分 開会・開議

議長（米澤秋男君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成17年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり、文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番佐藤善一君、12番近藤義次君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月22日までの10日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、9月22日までの10日間と決しました。

---

#### 日程第3 一般質問

議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、11番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。御登壇願ひます。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

11番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました町のシンクタンクとしての機能発揮について

、平たく言いますと、町役場には豊富な情報、そして人材、財政力が備わっております。これらの総合的な力を最大限発揮するために町長はどんなお考えであるか、その指導力についてお尋ねをいたします。

これからの地方分権を生き抜くためには、住民との協力、住民とのパートナーシップの形成、そして事務事業の見直しを初めとする事業の選択・創造の時代と言われております。みずから職員の知恵と手で掘り起こし、前進の道を開拓しなければなりません。いわば町役場は、住民にとって役に立つ場として、一段と地域の管理をしながら経営していく、その機能の向上が今求められているところであります。そして、これまでの「守りの行政」から「攻めの行政」へと打って出なければ、みずからが地方分権の時代を否定することになるわけでありませ

す。地域社会にとって最も大きな組織体は役場であります。人材、財政力、情報を収集する力、情報を発信する力を兼ね備えたいわば大企業でもあるわけです。この町の核となる役場が、地域発展への指導性を持って取り組まなければ、地域振興の先頭に立つことなく、単なる事務屋となって閉鎖的・消極的になれば、地域における人づくり、地域開発、そして箱物だけの行政だけでなく、内部開発型の事業などは進むわけがないのであります。

今、力を入れなければならないことは、この豊富な情報と人材を総動員して、町の産業の方向性、地域開発、あるいは外部に開かれた風土づくり、交流人口の確保など地域経営へという視点に立った町のシンクタンク、頭脳集団、そういったものの機能発揮が大変今求められているところであります。財政が一層厳しくなる中、これまでの事務事業を見直しながら、自分の町に合った形に練り直して、そしてその波及効果を導く手法を今日ほど期待されていることはないのであります。

21世紀の地方分権の時代は競争の時代と言われております。いかにして、どんな財政や事業を導入し、いかに創意工夫を持ってまちづくりに取り組むか。知恵の出る町と知恵おくれの町がすっかり色分けされ、格差が出てくる時代とも言われております。職員の一層の自覚と奮起を願ってやまないところでありますが、これらについての町長の考え方、指導力についてお尋ねをするものであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） おはようございます。

9月定例会、一般質問の答弁に先立ちまして、先ほど大崎議長会並びに県議長会から感謝状

を贈られました米木前議長、そして大崎議長会から10年以上の議員在職について、一條議員、門脇議員、佐藤善一議員、福島議員、尾形議員、以上5名の方が表彰を受けられましたこと、心からお祝いを申し上げます。

長年にわたりまして地方自治の振興、ひいては旧町時代から加美町時代に至るまで、地方自治の振興と地域発展のために議会活動を通じて御尽力をいただきましたことに、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。今後とも加美町発展のために御尽力をいただきますことを期待し、お祈りを申し上げて、お祝いのごあいさつとさせていただきたいと思っております。

通告1番、佐藤善一議員からの「町のシンクタンクとしての機能発揮」ということについて御質問をいただきました。お答えを申し上げますというふうに思います。

シンクタンクという言葉は、直訳すれば頭脳集団という意味に訳されるのかなと思います。ある意味では、町民の皆様からの期待を込めた言葉として、そういう意味も含んでいるとは思いますが、果たして100%適切な表現かどうか、私どもからすれば少し疑問が残るものでございます。もちろん町の職員は、地域発展のためのいわゆる役に立つ場所に勤める職員としてプロでなければなりませんし、360度の知識を持って事に当たるということが求められているわけですから、そういうことからすれば、あらゆる方面に専門的な知識を持っていないといけないということでありまして、御意見にありましたように地域発展あるいは地域振興という意味からすれば、常に斬新なアイデアと研究を持って、その地域がどうあるべきかということを常に研究をし、そしてそれを実践するというに当たらないといけないということは申すまでもないことではございますが、しかし私たちの仕事の中では、決められた法の定めによって決められた形で仕事を進めなければならないという部分もあります。基礎的な自治体としての事務処理があるわけですから、地域の内発的な力を発揮するための地域振興、大きな意味で言ったらそれもすべて地域振興になるのかもしれませんが、そういう意味でいわゆる事務能力にたけているといいますが、そういう部分と、アイデアあるいは発想の転換、あるいはその時代、時代に合った考え方を常に持ち続けていかなければならないということでもありますので、というところでは、常に研究をし、あるいは町から派遣をする研修に参加をして、自己実現のため、あるいは自己研さんに努めていくということが大切であろうというふうに思います。

また、いわゆるトップダウン方式、あるいは下からの発想といいますが、下からという言葉は適当でないかもしれませんが、職員の間によってその事業を推し進めるということもありますし、また、よく言われるこういう厳しい時代の中では町民との協働という、共に働くという

ことも必要でありますから、頭脳集団のアイデアだけで事が運ぶというわけにはまいらないというふうに考えておりますので、町民とそれから行政と、そして議会と一体となってその町の地域の発展のために努力をするということが大変好ましい姿であろうということに思います。

そういう意味では、議員の皆さん、あるいは職員等の研修が必要になってまいりまして、それぞれの分野で研修を進めております。職員のアイデア募集ということではたびたび申し上げておりますが、「プロジェクトK」と題してアイデアを募集し、その時々合った事業の提案といえますか、そういうものも募集をしております。また適材適所ということもありまして、それぞれの職員の資質に合った職務を遂行するための適材適所も行ってまいりたいということでもあります。

よく言われることではありますが、まちづくりは人づくりだということに尽きるのではないかと思いますので、今後とも職員のやる気を起こさせるための環境づくり、あるいは研修等々を行ってまいりまして、町民の皆さんの期待にこたえてまいりたいと思うところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） 合併して2年半たつわけですが、それまでは日3町、それぞれ事務事業、いろいろな手法があったわけですが、まず職員の一体感の醸成を図りながら、個人の能力を引き出す人事管理が必要かと、大変大事なことかなと思っているわけですが、そこで昨年、地方自治法の改正におきまして、人材の育成基本方針の策定が義務づけられていると思っておりますが、この策定はお済みであるかどうかお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 現在、準備中でございます。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） 先ほど町長答弁の中で、360度能力のある職員をということではありますが、必要な能力の開発方針、そして具体的なプロジェクトが用意されていないと、なかなか職員、特に新規の職員なんかは大変じゃないのかなと思います。そういったものがはっきりと示されれば、積極的な職員は自分から進んで自己啓発や研修に挑んでくると思うんですが、押しつけというよりも自分から自発的に基づいて開発させる、そういったものが必要なと思うんです。今検討中ということではありますが、この策定をいつごろまで終わらせるつもりなのか、再度お尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、前段では御意見のとおりだというふうに思います。3年目に入りました。しかし、されどまだ2年しか経過をしていないということでもあります。合併に伴いまして、それぞれ違う環境におった職員が一つの組織の中で動くということになりまして、この2年間は大変職員にも御苦勞をおかけしたと思っています。しかし、新しく発足した市や町、時々新聞報道であるんでありますが、いろいろな事務の手違いがあったり町民の皆さんに御迷惑をおかけしている報道を目にいたします。それは合併の規模にもよるのかもしれませんが、しかし我が町はそういうミスが平成15年4月1日以降ほとんどなかったということで、そのことに関しては職員に非常に感謝をいたしているところでありますし、今後もそうあってほしいと思うところであります。

間接的にであります、職員間では小野田方式でありますとか、宮崎方式、中新田方式という、同じ一つの目的に向かって業務を進める、事業を進めるに当たってもそれぞれの実施方法と申しますか、手法が違っておりました、そういう中で職員の皆さんは苦勞したようですが、おのずとそこから新しい加美町方式を捻出をしながら、創出をしながら、町民の皆さんへのサービスに専念をしていると私は信じておりますし、そう願っているところであります。

そしてまた、御案内のとおり合併協定、あるいは合併は究極の行財政改革だということに位置づけておりました、毎年毎年職員数が減じております。何度も申し上げておりますが、4人退職したら1人、これは戦力が4分の1でないんですね。それまで30年、40年間勤めたベテランの職員が退職をして、新たに補充するのは、表現が悪いかもしれませんが、いわゆる1年生であります。だとすれば大変な戦力のダウンであるわけですが、それを先輩の職員がカバーをしながら戦力が低下しないように、そして究極は住民の皆さんへのサービスの低下にならないようにということでこの2年間、3年目に入ったわけですが、努力をしてまいりました。そのことについても御苦勞をおかけしているわけですが、当然のことながらブロでなくてはならないわけですから、たまにおしかりを受けることがありますが、今後もそういう努力をし、そして職員の能力の開発、あるいは発見、思わぬところで職員の能力が発揮されるということがあります。たまたまであります、私は日中新田出身、助役は日小野田出身、収入役は日宮崎出身ということで、それぞれの職員間の資質なりなんなりは熟知をしているはずであります、新しい部署に行った場合にそれぞれ戸惑いがあるというようなところもありまして、今後ともそういうことのないように、100%能力が発揮できるように、職場環境なり適正人事、適材適所の配置ということを考えていくということが必要であるかと思っております。



そういうことで、いつごろになるのかということではありますが、少なくとも平成17年はあと半年ちょっとでありますから、18年中ぐらいに形のあるものにしてまいりたいと考えております。御了解いただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、11番佐藤善一君の一般質問を終了いたしました。

ここで、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

室内が少し暑苦しくなっております。どうぞ上着を脱いで過ごしていただきたいと思います。

通告2番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

9番（工藤清悦君） 9番であります。

一般質問をさせていただきたいと思います。

町長は、平成17年度の施政方針の中で、「予算執行に当たっては『よりよいサービスをより安く』を念頭に事務事業の再点検を行い、経費節減に一層努力する」としております。町長の言う「よりよいサービス」というのはどのようなことを言われているのか、まずお伺いをしたいと思います。

加美町の主要施策の内容の中で、町長は、七つの安全・安心をキーワードにして、それぞれの方向を示しております。その七つ目である「未来への安心」の中で、行政改革については、合併は最大の行政改革である一方、合併によって改革が終わったわけではなく、効率的で住民にわかりやすい行政機構・組織づくりは地方自治体にとって普遍的な課題であり、いつ、いかなるときもこれを念頭に置いて改革を行っていくとしております。そのような方針の中で、行政改革の方向性についてお伺いをしたいと思います。

一つは、国や県からの権限移譲が本格的になりつつある中、どのような権限が移譲されたのか。また、そのための町の行政力の機能強化をどのように図っておられるのかお伺いをしたいと思います。

二つ目は、行政改革の大きな柱の一つとして取り上げられております指定管理者制度であります。加美町でも2月に開会されました第1回定例議会で、町が設置している地区の集会所など18施設が4月から指定管理者による管理が始まりました。これらが加美町の行政改革に及ぼした効果についてお伺いをしたいと思います。

三つ目でありますけれども、行政改革大綱の策定に向けて、現在、行政改革推進委員会の皆さんや町の職員の方々が推進本部、そして検討部会を設置して検討しているさなかであります。その進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

また、事務事業の効率化及び行政コスト削減に対する住民サービスの維持・向上との両立について、どのようにお考えなのかをお伺いをしたいと思います。

次に、教育長にお伺いをしたいと思います。

平成16年12月の第4回定例議会でも質問させていただきましたけれども、生涯学習推進の中での組織改革についてであります。教育長は、平成17年1月まで取りまとめながら、2月の教育委員会までに成果を得たいというふうはこの12月の定例議会でお答えになっております。また、今後、人員や予算の削減の中でどのように生涯学習を進めていくかということに対して、11月に今後の方向性について管理職に検討させているという答弁でありました。

教育委員会は多くの社会教育施設と職員で構成されております。行政改革は、これらにも大きな影響を及ぼすものというふうを考えております。行政と町民の協働でのまちづくりを進める中で、町民の意識改革や町民参画意識の啓発の最前線に教育委員会はあると考えております。しかし先般、教育委員会が社会教育施設に行った指定管理者制度に関する考え方の調査と申しますか、意向の調査の回答内容を聞いて回りましたけれども、ほとんどの施設が指定管理者制度への移行に当たってはデメリットや課題が多いと。これから長い時間をかけて判断しなければいけないというふうを考えているようであります。

教育長は、先般の答弁の中で、自分の考えは持っているけれども、上意下達ではなく、職員みずから今後の方向性を検討させたいとしておりますが、このような職員意識の中で行政改革を推進するに当たり、施設の効率的な運営と町民ニーズへの対応についてどのようにお考えを持っておられるのか御質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 工藤議員からは、私に対しては三つの御質問をちょうだいいたしましたというふうに思います。

まず一つは、権限移譲についてでございますが、平成12年に施行された地方分権一括法によりまして、国・県・市町村はそれぞれの役割分担が明確化されました。住民に身近な行政事務は市町村が処理をするということを基本として、県から市町村への権限移譲推進計画が策定されて権限移譲が進められております。この4月からは基礎的自治体としての市町村の重要性や市町村合併の進展等を踏まえて、関連する権限の一括移譲や移譲可能事務の追加等が図られておりまして、一層の分権推進が進められているというところでございます。

平成15年には、県から移譲可能事務としてまず88項目が示されました。その中から市町村ご

とに希望する事務を申し出る形となっています。現在では、移譲可能としている県の事務は

135項目にまでふえているのが現在でございます。

このような中で、本町においてはこれまで農地転用の許可に関する事務、あるいは土地改良、換地計画等に関する事務の一部移譲を受けまして、今年度、平成17年度から事務処理を行っております。

県から示された項目の中には、大変残念であります。移譲を受けることができる自治体の規模が制限されているものや余り町に影響のない、あるいはメリットのないといいますが、関係がない、加美町で言ったら漁業関係ですね、沿岸漁業に関するものとあるのは、地域的に関係がないわけでありまして、そういうものも含まれているのでありまして、その中から選択をしていかなければならない。また、自治体の受け皿がそろっていないと、まだ力がついていないということで、こちらが希望しても、県からまだ早いのではないかという、一般論としてであります。そういう御指摘もあるようでございます。そういう中で合併しました町でありますから、今後、徐々に移譲事務を受け入れる体制を整えてまいらなければならないというふうに思っています。

行政改革大綱の中で、組織機構見直しとの関連をつけながら、いわゆる行政機能の強化を図ってまいりたい。行政機能の強化というのは、要するに役場の機能の強化ということでありまして、先ほど11番議員からいただきましたいわゆる頭脳集団としての能力アップを図れということであると思しますので、研修あるいは意識改革を進めながら努力をしてまいりたいと思っています。

それから、2番目の指定管理者制であります。この4月から御案内のとおり地区集会所18の施設が指定管理者による管理に移行いたしました。これは従来と大きく変わっている点はないのでありますが、いわゆる管理者の指定を受けたことによって、みずからの施設であるということと自分たち、皆様が使う施設としての意識が改まったのではないかとということと、やはりその施設を大事に使う、あるいは使いやすくするという努力がその地区内でそれぞれ芽生えてきて、いい方向に向いているのではないかとこのように思います。

また、全国的に体育館やプール、音楽ホール、文化会館等々、あるいは図書館、さらには生涯学習施設などがその指定管理者の対象になっているということがありますが、一つじっくり考えてみますと、大都市と地方の市町村では、その受け皿となるノウハウを持った団体が非常に少ないということで、なかなか時間がかかるのではないかとこのように思っています。本議

会にも提案をしているんでありますが、やくらい薬師の湯ほか、いわゆる振興公社に委託をしていた部分を、当の施設を指定管理者を決定するための議案を上程をいたしておりますので、今後、指定管理者に向けてどんどん進んでいくのだらうというふうに思います。その結果、コスト削減が図られ、しかもサービスが低下にならないように、そしてむしろ民間の視点に立った運営が行われることによってサービスといいますが、利用者の皆さんの利便性に寄与するということも期待できるのではないかというふうに思っています。

しかし、そのことによって、一部コスト高になるということも考えられます。例えば振興公社の場合には、町の町長が社長に就任して、無報酬に近い形でやっているわけですが、指定管理者制度ということになれば代表者が必要でありますから、その部分、幾らかコスト高になると。そのほかの部分解消するために経営努力をしていただくということが町からの努力目標であろうと、お願いをする条件であろうかというふうに思っています。

3番目、行政改革大綱の進捗状況であります。そのための組織として行政改革推進委員会を立ち上げました。また、行政改革推進本部、行政改革検討部会、この三つの組織を設置して、現在検討を行っているところであります。

行政改革推進委員会は、議会や公共団体の代表の方、有識者等15名で組織をされて、町長の諮問に応じて行政改革大綱について審議を行う組織であります。これまで2回会議を開催して、大綱策定の方針等について審議をいただいております。

行政改革推進本部は、いわゆる下部組織でありまして、助役を本部長、収入役・教育長・各課長等36名で構成をいたしてありまして、いわゆる行革推進委員会に提案をする前の大綱の素案を策定している組織でありますし、また、仮称であります。補助金の審査会を設置して、補助金等の検討も加えているということでもあります。8月に1度会議を持ってあります。

また、行政改革検討部会がそのまた下部の職員組織でありまして、総務部会、産業建設部会、教育福祉部会の三つの部会を設置をいたしてありまして、その中に組織部会の組織の機構については組織機構検討小部会というのをさらに設置をいたしてあります。非常に組織が多いところでありますが、検討課題の洗い出しや、あるいは職員を対象としたアンケート調査によって出された132の項目が洗い出されたわけですが、その検討絞り込み作業を今行っているということでもあります。

行政改革というのは、当然のことながらサービスを落とさないで、しかも安価な行政運営をやるということでもあります。前にも申し上げましたように、年々職員が削減されていく中で、サービスの質を落とさないで住民の皆さんの負託にこたえる体制を構築していくための今努

力、大綱の策定を急いでいるということでございます。

また、財政改革も当然の大きな課題でありますから、長期的なスパンに立った財政見通しを立てて、事務事業の見直し等々も含めたこれからの改革大綱を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたい。今その途上であるということを示し添えて、答弁とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 工藤議員の御質問に答弁いたしたいと思っております。

私は常々、生涯学習というものについては、これは生涯学習を行う本人のものであるというふうな考え方を基本に持っております。この考え方は、平成六、七年ころから「生涯学習」と変わってきました。以前は「生涯教育」という呼び名で文部科学省は呼んでおったわけですが、生涯学習、要するにみずから学ぶ者がみずからの力で勉強すると、これが生涯学習の基本的な考え方でありまして、その方向性の中で今本町が抱え込んでいる生涯学習施設、たくさんございます。体育館、公民館、ホール、図書館等々でございますけれども、これらの運営につきまして、過日、指定管理者制度への移行について調査をいたしました。これは工藤議員が言うように、決してすぐという形にはならないだろうということが職員からの回答ですが、本当に難しいと言ってきたのは一施設だけでありまして、ほかの施設については、ほとんど指定管理者制度への移行については可能であろうと、こういうふうな答えが出ております。

その中で、私たちが従来ずっと施設の管理担当している職員について指導してまいりました。甚だしい場合には、要するにできるだけ人を減らしてもやれる体制づくりというものについて徹底して考えるようにということでやっておったんですけれども、なかなか従来のしきたりとかから抜け出せない施設もございまして、また町民各位においても、そういうふうな中で施設というとらえ方が非常に大きい。そういうふうなことから、私は施設の管理者に対しまして、要するに指定管理者へ移行できる体制づくりをいかにすればいいかということで、常々話をしておりますが、これも重ねて何回もやっていかなければいけないことだろうと思っておりますし、それから、もう二、三年もすると団塊の世代がこの町の職員の中で定年退職してくると。そうした場合には、従来それらの施設を管理運営していた人間たちがすぱっといなくなると。非常に大きなチャンスだと私は考えておるわけですが、なかなかそういうわけにはいかない。例えば昔ですと、公民館については公民館運営審議会というのがありまして、公運審と普

通言っていましたんですが、その中でいろいろな公民館の運営についての意見等が出されておったわけです。行事等についての話し合いもなされていたということでございますので、できるだけ審議会の形ではなくて、施設の運営の委員会、これは実は小野田のホールの運営につきまして二つの委員会をつくってあるわけですけれども、これらにつきまして、本来はそういう方向でやっていけないかということで設置した内容でしたが、まだまだそれがうまく機能しておりません。それらがうまく機能するように、同様の形で体育館においてもあるいは公民館等においてもそういう運営のあり方について検討させていきたいということで、ずっと進めてまいっているところでございます。

さて、教育委員会の組織、行政改革の方向につきましては、組織改革を大分進めてまいっております。殊に職員の削減にあわせまして兼務制度、私も施設をさまざま回っておりますけれども、回ったときだけかどうかわかりませんが、仕事のないときは職員は新聞を見たりあるいはお茶を飲んでいたりというような時間がかかなりあるわけです。これは非常にうまくないということで、兼務制度というものを本年度から取り入れまして、どんどんと暇のない勤務をしていただくというふうな形で進めてまいりました。合併前の協議の中で提案させていただいておりました組織が、だんだんと来年度ではでき上がるんじゃないかというふうに考えております。

この中でもう一つ、生涯学習課の社会教育と文化振興の二つの係をさらに来年度から発足いたしまして、社会教育課と文化振興課を立ち上げて、先ほど申しました兼務制度をさらに強化いたしまして、機能の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

施設にもよりますけれども、指定管理者へ移行した場合、住民サービスがこれまでのようにできるかが懸念されるというのが現在の担当者の懸念ですが、その懸念を払拭するための努力がまだ出されていないというところに問題があるだろうというふうに私は思っております。これをできるだけそういう形ではなくて、さきに話しましたように、運営委員会等の設立等を行って、各施設がそれぞれに住民とともに、あるいは住民による運営ということに切りかえていかなければならない時代が来るだろうと。そのための準備として、今何をやっておかなければいけないかということで検討させているのが現状でございまして、これは前から指導はしておるんですが、的確な答えはまだ出てきておりません。そのことについて、じくじたる思いをしているわけですけれども、今後この指導を強化してまいりたいというふうに思っております。

そしてまた同時に、いろいろな諸会合等に行きましても、そういうふうなあり方について町民各位に、こういうふうな考え方でやっていかないと将来の生涯学習の質の低下は避けられないよというようなことで指導をしております。この高まりの中で指定管理者制度等が導入され

れば、それにこしたことはないなというのが現在の私の考え方でございます、それをできるだけ推進してまいりたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） ありがとうございます。

まず、町長にお伺いをしますけれども、権限移譲についてでありますけれども、町長答弁の中で、こういうことも基礎的な自治体、町としてはやってもいいよというようなことを言ってもなかなか県が、「少し早いんじゃないの」ということもあるんだというようなお話でありましたけれども、「認めていただく」という表現が正確かどうかわかりませんが、要するにそういう仕事ができる能力を身につけるといいますか、そういったことがこれからどんどん必要になってくるんだろうというふうに思いますけれども、町長が言うとおりの職員も少なくなる、または経験の少ない職員の方がふえてくるというようなことの中で、いかに能力といえますか、実力をつけていくかというようなことについて一つお伺いをしたいと思います。

それから、行政機能の強化というようなことで、研修なり意識の改革ということでもありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、だんだん職員が忙しくなってくる、人が少なくなるわけですから、住民サービス、または住民ニーズへこたえるためにだんだん職員の方が忙しくなってくるわけですが、そういった中で研修とか、余裕を持って町民と対応なり、または職員としての資質・能力向上のために時間を割けるのかどうか、そういう機会を持てるのかどうかというようなことについてまずお伺いをしたいと思います。

それから、集会所の指定管理者制度でありますけれども、当初、集会所の指定管理者制度が出たときにも、どういう効果があるんですかというようなことをお伺いさせてもらった経緯があります。ただ、私はこの中で、今後、行政改革の大きな目玉である指定管理者制度、これを地域の方々に集会所を通して理解していただくいい機会なんだろうなというふうに当時は思いましたけれども、現場、18の行政区、まあ地区と言ってもよろしいんでしょうけれども、そういう感覚で指定管理者制度になったから、町長が言われるようなみずから自主的に管理または施設を有効利用というようなところまで行っているのかどうかという疑問を感じるんですね。ですから、それはそれとして制度上、時代の流れですので、施設をみずから使う行政区に指定管理者制度としてお任せすることはいいんでしょうけれども、指定管理者制度そのものの理解というものを今後啓蒙していかなければいけないのではないかというふうに思うんですけれども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、町長からお話がありましたけれども、今回やくらい施設群についての指定管理者

制度というようなことで、制度上にのせるというような中で、サービスといいますが、ノウハウを持った団体がなかなか少ないということ、またサービスの向上を提案する、応募する団体が少ないというようなことでありましたけれども、今回、公募の形をとられたそうですけれども、周知に関しては対外的に、要するに加美町以外といいますが、そういう方法がとられたのかどうかというようなことについて、各町内というよりも町内での団体ですとなかなか限りがあるんだらうというふうに思いますけれども、そういうノウハウを持った団体が公募されて、これは指定いただく、いただかないかよりも、やはりノウハウを持ったところが応募されるということになれば、そういう彼らの、こういう言い方は失礼なんでしょうけれども、手法というのは企画書の中に見えてくると思うんですね。それが今後、運営の中で非常にプラスになるのじゃないかな。突き合わせることによって指定されたところも頑張らなくてはいけないというふうに思うんじゃないかなというふうに思いましたので、この辺の公募について今後の方向性、やくらい施設群は別にしても、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度の中で、民間にお願いするとコストが削減されるというようなお話が大分出ていますし、大方そういう評価の中で指定管理者制度を使っているようであります。やはり受けたところはかなり経費削減率でやっているようですけども、ただ一つ、私が一番疑問に思うのは、コスト削減の一番の大きな面を占めるのは人件費なんですね。そういった中で、役場の職員の方々がやっている人件費がこのぐらいかかっている、民間の人に渡してこのぐらい、同じ人件費というよりも、同じ仕事をやっていて人件費が下がるという、これは職員の方が高いとか、これから指定管理者制度をやっていただく方の給料が安いとかとやっていることじゃなくて、同じ仕事またはノウハウを持った方々にやっていただく、そしてさまざまな町民に対するサービスの向上をやってもらうのに、これは批判じゃなくて現状を町長にお聞きしているわけですから、人件費が圧縮されて、雇用の機会が出てくるとかというような言われ方をしていますけれども、私から言いますとバランスの不均衡といいますが、そういう現状に対して思いをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、行政改革大綱でありますけれども、現在部内で、11月中旬ごろまででしたか、計画の中で大綱をまとめるというようなことでお話を受けておりますけれども、内部で努力しなくてはいけないもの、そしてやれるものと、町民の方々に同意していただきながらやれるところを解決しなければいけないというふうに思うんですけども、その辺に対しての町長の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

それから歳出カットなりさまざまな形で補助金カット、同じなんでしょうけれども、出てい



くのを減らして、また行政の機構を改革してスリムにして、機能的なことをやっていきましようという中での行政改革大綱の策定だと思うんですが、一つ出ていくものに関しては、やるとサービスが悪くなったとか何とかと言われるんですけども、入ってくるといいますか、町に入ってくる歳入をふやす方法というのが、これは改革でいいのかどうかというような議論という内容ではあるんですけども、入ってくる改革の方向というのがあるのかどうかというようなことについて一つお伺いをしたいと思います。

それから、教育長でありますけれども、施設運営の運営委員会なんかを立ち上げてやっているんだということでもありますけれども、なぜかうまくいかないんだと。「なぜか」じゃないですね、まだうまくいっていないんだという表現でしたね。ということですけども、どうしたらうまくいくものなんだかということをお願いしたいと思います。

ただ、教育長、そういうふうには指示しているんでしょうけれども、ある公民館では新しい事業なんかをどんどん抱え込んでいるんですね。そしてそれは教育長が言うように、町民の方々の自主運営なりなんなりでやっていけばいいでしょうけれども、大抵トップの方がどんどん「仕事やっから、やっから」と、いろいろなことを抱え込んでいるわけですね。教育長の考え方と現場の責任者の方々とはどうも意識のギャップがあるんじゃないかと常々考えるんですけども、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから教育長、兼務制度についてお話をお伺いしました。非常に興味深い御回答で納得したんですけども、暇のない勤務体制をつくるという、なかなかいい表現だなというふうに思ったんですけども、ただ、問題は、仕事というか、内容、中身の問題だと思うんです。現実的には、いろいろイベントとか事業とか町民のお世話とかということで、毎日やるわけではなくて、1カ月に何回というようなことで、それは余裕のある時間もあるんですけども、余裕のある時間を、何といいますかね、別な面でというか、仕事以外ということじゃないですよ、今の仕事をよりよくするための下地づくりのために動いてもらうという言い方がいいですかね、そういう内容での仕事の組み方というものができないのかどうかというようなことをまずお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） たくさんいただいたので、一つぐらい抜けるかもしれませんが、そのときは御指摘をいただきたいと思います。

まず一つ、権限移譲についてであります。さっき申し上げた答弁の中で、県が難色を示したということはどうなのかということでもあります。例えば今検討しているものとしては、保

健福祉課であれば知的障害者相談員の委嘱に関する事務、建設課は屋外広告物の許可、張り紙撤去等に関する事務など。張り紙撤去というのも県の仕事だったのかなと今改めて思っているんですが、それから農林課のことがまさにさっき申し上げたところに該当するんであります。保安林の立木伐採等の許可等に係る事務というのがあるんですね。話し合い、いろいろ希望しましたというか相談をしました結果、立木伐採場所の把握とか現況からの許可の有無や伐採率の判断、更新の審査、不適格という不適を含む監督処分命令などの技術的な判断根拠とか、まさに非常に広範な部分ですね。保安林というのは全体を見渡した中でそれをどうするかというようなこともあって、「町でできるのすか」と、可能なのかどうかというようなことがあったようであります。それから県では森林資源管理システムという、もうコンピューターに県内の民有林、公有林、国有林を全部入力をして、その中で一目瞭然であるという非常に県下全体を見渡せる部分のシステムを導入している中で、だからこういうものを権限移譲が可能だということにのっける自体が、一体市町村に呼びかけること自体がどうなのかということもあるんですね。そういうことが例として挙げられているということでもあります。

それで、権限の移譲とそれから移譲事務というのがありまして、まさに権限を移譲するのは、権限をもう頭から市町村に渡してしまうということと、県の本来の事務であるけれども、事務的なことを移譲するということがある。機関委任事務みたいなのとちょっと似ているのかもかもしれませんが、そんなことがあって、これから少しずつ体制を整えながら権限移譲を進めていきたいと思っています。

そのためにはやはり能力を身につけるということと、それから権限移譲の部分については全くやっていないわけですね、市町村の職員は。全く新たな事業でありますから、これはやっぱり勉強して能力を高めていかなければならない。先日、新聞報道でもありましたけれども、町の職員を産業廃棄物のGメンに委嘱をするということがありました。これは県の公所長会議のときに、県が逃げているのではないかと私質問したんですが、いやそうでなくて県も一緒にやって、そして県と市町村が手を組んで不法投棄を防止をするということで、まさに任命、併任をされたわけではありますが、これなどはまさにこの間、辞令をいただいてきて、研修会も行ったということでもありますから、そういうことが必要になってくるだろうと。今後とも努力をしなければならぬと。

それから、行政機能強化のために研修に派遣する、人がどんどん減っている中で可能かどうかということではありますが、これはやっぱり可能にしなければならぬ。自治体を初め初任者研修、中堅職員の研修、実務研修等々、県内では仙台の東北自治研修センターで派遣しており

ますので、それはみんなで時間を繰り合っ、お互いに能力を高めるための努力をしなければならぬと、そのように思っています。

それから、指定管理者であります、人件費の件がありましたね。町の職員の場合には、いわゆる地方公務員の給料表というのがあります、人事院勧告によって今年度も少しダウンすることになるわけですが、それによって勤務成績良好な職員については定期昇給等々があるというその幅が、あるいは初任給のスタートの時点での民間との人件費の差が出てきているのではないかとこのように思うんですね。ですから小泉首相の改革の中では、一体そこまで公務員がやる必要があるのか、民間ではできないのかということからの発想が出てくるんだろうというふうに思います。ですから今後、指定管理者についても、いわゆる民間活力の導入ということの最初に手がけた仕事だったのかなというふうに思っています。

ただ、集会所等々は名前が変わったぐらいの感じでしか受けとめていらっやらないし、私もほとんど実態は変わっていないんですね。もう前から管理はお任せをしていた。それがはっきりしてくるということでもあります。ただ、第三セクターの公社等々についてはやっぱり職員の、社員の意識が変わってくるだろうというふうに思っています。頼まれてやっているのともみずからが経営するという、その意識改革も必要になってくるだろう。当然町の職員は初任給だけでないので、年々人件費の差が出てきますし、経営努力についても少し意識が変わってくるのではないかとこのように受けとめています。すぐにはなかなか効果が出ないと思いますが、1年より2年、2年より3年ということの効果が出てまいりますし、委託をした町からの注文も十分にできるだろうというふうに考えています。

それから、公募をしたのかと。公募をいたしましたけれども、県外等々、あるいは区域外等々には、新聞等で見ればわかったと思いますが、ホームページ等は開設していなかったようでありまして、その情報は少なくとも大崎管内ぐらいにとどまっているのかなというふうに思います。

それから公社等の場合、こういう言い方はどうか、なかなか受け手がないのではないかと。余計な心配なのでありますが、そんなこともあって、応募数が少なかったというのも1社ぐらいいかないと。現在やっているところしか応募がなかったというところでございます。

それから内部指摘、外部指摘等々ありますね。いわゆる内部組織、下部組織からの自分たちの仕事の見直し、改善等々、なかなか鋭い目で現在の事務事業を職員の内部からも出ているようでありますから、それを十分検討するということと、外部としてはやはり行政改革推進委員会の委員さん方からの部分で今考えているわけですが、アンケート調査なんかにもある

と思います。大分厳しい意見もアンケートの中では出てきます。

それから、いわゆる行財政改革の中で、歳入改善という方法がどうかということですが、当然それはあると思います。いわゆる企業誘致等々が最たるものだろうというふうに思います。

それから、国のシステム上で、交付税をふやすとかなんかということのテクニックも少しはあるのではないか。例えば道路の延長、町道の延長を農道から町道に返還をするというと、少しカウントする部分が変わってくるということがありますので、そういうことの、ただ農道の管理費と町道の管理費では支出の方も変わってまいりますので、それはもろ刃の剣のような感じではありますが、歳入の財政力向上のための努力も行政改革大綱の中には当然盛り込んでいかなければならないことであるというふうに思っております。

漏れがあるでしょうか。御質問は以上だと思いますが。以上であります。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） もう少し施設の管理あるいは活用についてというお話のようでございますけれども、これは従来の形がそのまま来ていて、それでそのまま引き継いだ事業内容がほとんどでございます。先ほどお話がありましたように、ある施設においては仕事をどんどん取り込んでいるというお話がありましたけれども、これらは住民ニーズによるものだというふうに思っております。それなりに今度はその住民ニーズがあった場合にどう対応したらいいのかということも課題になるかと思います。あり方としては、できるだけ要望してきた団体等について自主運営ができる形で、次第に住民運営の方向に指導していかなければいけないというふうに考えております。ですから、言ってみれば、先ほど基本的な話をいたしました、住民がみずからの手で組織あるいは施設を運営していくというふうな形の中でいろいろな事業を取り入れる、あるいは効率的なやり方を考えてやっていく、そういうふうな社会教育あるいは生涯学習のあり方であってほしいということで、今後も指導してまいりたいというふうに思っております。